

# 公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部が運営する函館開発建設部の施設において、食堂営業を希望する業者の公募について、次のとおり公示します。

令和7年 4月11日

国土交通省共済組合  
北海道開発局支部長 坂場 武彦

- 1 対象業者  
国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、函館開発建設部の下記対象施設において、食堂の営業を希望する者
- 2 対象施設  
函館開発建設部本部  
所在地 函館市大川町1番27号  
使用面積等 5階食堂 83.07㎡  
在勤者数 約200人(公示日現在)  
食堂利用者数 約680人(平成25年4月～平成29年9月 月平均)
- 3 申請に係る資料等の配布及び説明  
公示後、参加希望者は、申請に係る資料等の配付及び説明を  
令和7年4月11日(金)から令和7年4月25日(金)までの土曜、日曜及び祝  
日を除く平日の9時00分から16時00分の間、函館開発建設部総務課  
(電話：0138-42-7579)において行うので、電話で確認の上、配付及  
び説明を必ず受けること。  
なお、資料配付及び説明を受けなかった方の参加は認めません。
- 4 営業条件等  
別紙のとおり
- 5 参加資格
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

- などしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

## 6 提出書類

(1) 北海道開発局支部函館開発建設部施設(食堂)営業申請書

(2) 添付書類

- ア 会社概要
- イ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
- ウ 店舗別営業開始日一覧表(法人の場合)  
履歴書等営業経験年数が確認できる書類(個人の場合)
- エ 過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況
- オ 経営規模等調査票
- カ 暴力団排除に関する誓約書
- キ 過去3年分の法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ク 商業登記簿謄本(法人の場合)  
禁治産・準禁治産者の通知、後見登記の通知、破産の通知を受けていないことを証明する「身分証明書」(市町村発行)及び平成12年4月1日以降、成年被後見人・被保佐人に該当しないことを証明する「登記されていないことの証明書」(法務局発行)(個人の場合)
- ケ 直近3年分の決算書  
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(法人の場合)  
決算等財務状態が確認できる書類(個人の場合)
- コ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- サ 提案書(A4判)

## 7 申請書受付

- 受付期間 令和7年4月11日(金)から令和7年4月25日(金)まで
- 受付時間 土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時00分から16時00分まで
- 場 所 〒040-8501 函館市大川町1番27号  
函館開発建設部総務課(2階)  
電 話 0138-42-7579
- 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

## 8 申請に関するヒアリングの有無

申請内容についてヒアリングが必要な場合は、令和7年4月28日(月)までに連絡するので、申請内容のヒアリングを受けること。

ヒアリング日時：調整の上、設定する。

ヒアリング場所：上記7場所と同じ。

## 9 委託業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者の可否を決定する。

## 10 その他留意点

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 申請書等の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は申請者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該申請者に無断で二次的に使用することはありません。

ません。

- (4) 申請書等に虚偽の記載があった場合は、当該申請書等を無効とします。
- (5) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、法令に基づく契約手続の完了までは、共済組合との契約関係は生じません。
- (6) 提出期限までに函館開発建設部総務課に到達しなかった申請書等はいかなる理由をもっても特定されませんので留意願います。

照会先：〒040-8501 函館市大川町1番27号  
函館開発建設部総務課厚生スタッフ  
電話 0138-42-7579 担当 板橋